

||| 研究ノート |||

会社の刑事責任と処罰

—— corporate moral agency に関する米国の論説 ——

有 岡 繁

会社犯罪，企業の反社会的行為，違法行為は毎年のごとく社会的批判の的とされているにもかかわらず増え続けているように見える。これらは伝統的に while collar crime 問題として取り上げられることが多く，そこでは企業組織をいわば悪用してなされる個人犯罪の側面に焦点があてられてきた。また business ethics 論議も古くて新しいが，わが国において企業倫理問題はどちらかといえば企業の社会的責任論や社会貢献のありかたが主題であった。これらの視点が重要であることは言うまでもないが，近時とりわけ解決を迫られていることの一つは企業，行政を問わずおしなべて大規模組織において発生する悪行や腐敗の予防と禁圧についての実効性ある枠組みの提供であろう。何れにしても組織と個人，あるいは法人（会社）の倫理が基底の問題であろうが，法的には個人との対比で法人の刑事責任と処罰の問題があり，法人資本主義高度化のなかではあらゆる角度から問題の摘出がこれからも必要とされる。

いわゆる会社不祥事の再発防止策として最も多く唱えられるのは経営トップに在る者の意識改革すなわち倫理水準と順法精神の高揚ということであり，それ自体総論として誤りではないが，各論的には個人集団として

の経営組織に派生する組織慣性力の制御を始めとして乗り越えなければならぬ障害も多い。

経営内容の透明化，経営情報の公開度引き上げも持続的提唱に値することと言うまでもない。平成9年初頭に報じられた，証券会社における総会屋への違法利益供与ほかの違法疑惑事件は内部者の告発が発端と言われる。土建会社の談合組織の内部者からの告発も報じられた。事情，背景は様々であろうが企業組織に組み込まれている個人が組織として行なわれる反社会的行為に直面したとき，外部への告発というおそらくは最後の選択を行なうことの他に「組織」という怪物の制御に向けて出来ることは何であろうか。

企業社会，会社人間，法人資本主義その他数多くの表現で示されるように現代の社会，経済は法人である会社の存在を抜きにしては語れないとも言えよう。そして会社に不祥事がある，とか会社犯罪が行なわれたというとき，犯罪の主体や可罰性を会社＝法人に求めるべきかあるいは会社の意思や行動を体现できるのは個人でしかないのだから，個人を対象にすべきであるか，については犯罪とその処罰にかかる刑事政策の問題としては勿論，民事の使用者責任論や民事罰との関連，さらには会社＝法人の非行防止の効果と社会的コスト最適化にもつながる問題でもある。

企業の非行があったとき，経営トップが謝罪して辞任するパターンがわが国で繰り返される事態に対して，より抜本的な解決策が模索されているのは言うまでもない。その一つとして，企業組織の存続という動的現象には生命体における遺伝子に相当する働きをするものがあるものと措定し，最初は良質なDNAであっても長年同じ調子でやっていると，そのDNAが変化して悪質なものが出てきてしまうものと仮定し，時代の節目ごとに世代交代して組織のトップも交代し，新しいトップが悪いDNAを排除して良質なものだけを残し，それをその企業の文化として伝えていくことが企

業トップの重要な役目である、とし、そのためには何か事件が起きてトップが引責辞任する場合には、自分の周辺の集団を全員引き連れて辞めるべきだ、との提唱がある¹⁾。上述の証券会社においては、結局社長と違法行為に直接責任のあった役員だけでなく、上席役員十数名が「集団」として辞任するという、この種事態では多分前例のない展開となり、この提唱の趣旨に沿う形になった。

企業犯罪や企業の反社会的行為の抑止策は上記に見たように組織論あるいは経営論の立場からなされることが多いのは当然であるが、以下においては会社法学あるいは法と経済学の分野で現在米国で行なわれている議論の一角を米国の商法及び経営研究者による共著論文により眺めてみたい。宗教的その他様々な背景で、米国における「個人」(individual)意識はあらゆる意味で強固なものがあり、同時に「会社」企業(corporation)がこれまた強大に発展を遂げたのも資本主義が比較的純粋な形で運動できる土壌を提供出来た米国ならでのことであろうが、以下に見るように個人と会社(法人)との対比、対立及び法人という制度ないし存在の本質追求が本題議論の基底をなしている。

*
—————

Metzger/Dalton 論文²⁾(以下M/D論文)は問題の所在を概括して次のように述べる。

《会社という法律的概念つまり組織を「法人」として捉えたことは歴史上最も可能性を含んだ概念の一つである、と評価され、この可能性なるものは、会社というものが世界経済の支配的な役者となり、文字通り世界を

1) 飯塚昭男「企業不祥事[『引責辞任』の研究]」文芸春秋1997・5月号

2) MICHAEL B. METZGER/DAN R. DALTON, Seeing The Elephant: An Organizational Perspective On Corporate Moral Agency; American Business Law Journal Vol. 33/4 1996 (Summer)

変え、人間の生活を変えたことで実証されたばかりでなく、この概念の中に人間の想像力を支配し、人間を悩ませ、破滅さらには人間の思考そのものを枠に嵌めていく力があることから明らかになった、と評される。

《見え、触れえず、懲罰する心も体も持たない、人工物で法律思考としてのみ存在する「法人」というものの把握については、あるときは意思のシステム (intentional system) として機械になぞらえられ、あるいは、複数の人間がその活動のために集合してくるときに成り立つ当該人間同志の契約の要 (かなめ) (nexus of contracts) としての役割しか持たない法的な虚構 (legal fiction) 以上のものではないとして一蹴されたりもしている。

法人はその部分の合計以上のものではない、のか、あるいは (個人をもって部分とするなら) 部分の合計以下のものと考えべきか、逆にそのような算術的思考から導かれるものとは別の、独自の属性を持った実態であるのか、という議論もある。

《法人はまた、法的人格であると同時に、道德面的人格でもあるのかという問題もある。つまり、自然人が具有するものとする道徳的義務や権利の全て、あるいは少なくともその一部を法人は有するのかということである。

《かような人的存在を、法が持つ究極的な威嚇であるところの刑事制裁に服せしめることの前提として、自然人が刑事被告人になったとき通常要求されると同等の道徳的な有責性の証明が要求されるべきか、という問題もある。どのような考えを採るにせよ法人の本質についての考え方は、会社の社会的責任や社会的に会社を制御するための最も効果的な手段といった重要問題を考察するときの思考に必然的に影響してくる。

《企業倫理 (business ethics) の分野についても、法人の本質論如何は極めて重要な意味をもつ。企業組織内部の実態を的確に把握することは法人としての道徳的有責性存否の認定には不可欠であろう。会社には法人それ自体としての道徳的義務があるとした場合、そこから企業倫理規範が生

まれ、それが有効であれば会社の行動も適正なものとなろう。ところが、そうではなくて道徳的義務を持つことができるのは会社を構成する個人だけである、という考え方に立つ場合には、当該個人の行動を形づくっていく組織の絡みについての的確に把握しないかぎり、会社行動の適正化は期待できない。

《企業倫理論の分野においては倫理セオリー諸説の研究が主で、優れた説を採用すればそれだけで会社の行動が向上するような考え方も見えるが、もっと大事なことは会社組織の中の個人に目を向けることである。Nesterukによると、「環境としての会社は、会社内で個人が行なう倫理上の選択に対して、通常言われる倫理論よりも、より直接的な影響を及ぼすものである」。

《倫理における会社の主体性 (moral agency) を認め、法人の实在に即して企業倫理が論ぜられる場合においても、組織の実体を理解するための先入観として自然人を持ち出す傾向がある。法学も伝統的な経済学においても、この傾向、即ち法人を擬人化する思考と悩みながら取り組んできたと言えよう。その中でも顕著なのは個人の刑事責任を強調し、かつ、組織もまたその構成員とは別個の実体を有するという感覚である。組織というものが何であれ、それが人間ではないことは事実であり、勿論機械でもない。組織を何物かに擬制して観想することは有用ではあるが、より必要なことは人間が如何に振舞うのか、そして会社の意思決定が実際には如何にしてなされるのかについて、会社の内部を洞察することであろう。次には、このような洞察で描かれる会社の実体を、これまでの法学及び哲学上の法人像ならびに法人の道徳的主体性と刑事有責性の問題に照らしつつ会社の刑事責任論に迫ることが必要である。》

*
—————

M/D論文は次に法律が会社像をどのように捉えてきたかを述べる（擬制説、集合説）。

《米国においては、社会的実体と政治的利害、この二大要因が法の上で法人理論を産み出していると言えよう。最初の法理論は譲許／擬制論であり、会社はそれを作った人間とは別個の人工的仮想的な主体であって譲許 (concession) という形で州政府が許す限度内で存在するものとする。会社の設立には州の立法により目的や存続期間を規定した免許状が不可欠であり、当時において会社はすべて州政府の創造物であった。しかし、経済の拡大に伴い免許状の需要が爆発的に増大したため、免許事務が行き詰まり、その結果として、1940年頃より一般会社法の制定が始まる。この法は会社という形態を少数者の特権から自由に利用しうる権利に変えるものであり、州政府は現実的にも理論面でも会社に対する支配力の一部を失うこととなった。

《当然、会社というものの存在に関し新たな法理論が必要となり、集合理論 (aggregate theory) が登場する。これは会社を partnership (組合) 類似のものとみなすもので、それを構成する人間の間における私的契約行為により成り立つ集合体 (aggregate) と特徴づける。》

*

米国においてはビジネス活動規模の大小を問わず、会社形態と並んでパートナーシップ形態の利用が常態であるのは周知の通りであり、この点、わが国で複数の会社が共同事業を構想するとき、まずは合弁出資の株式会社を当然のように枠組みとして考えるのとは発想の環境が異なっている。権利義務の主体が、人間の認識力の中で最も確実にみてとれる「個」 (indivisual) を離れて、しばしば得体の知れぬ怪物と表現される法人に移転することに対する、国民性から来る疑念、反発が基底にあるといえよう。

また、いわゆるビッグビジネスを個人の尊厳と相容れぬものとして、あるいは諸悪の根源として警戒する風潮も同根であろうし、小さな政府や地方自治こそ本物とする感情にもつながるものであろう。

*

M/D論文は集合説に続き、会社実在説、及び近時の会社 nexus 説を述べる。

《この会社集合説によれば会社はそれ自体での存在を持たず、個人間の様々な関係を整序するための概念ないし構想にすぎない。この説は会社の透明性を強調し、会社の権利と構成員たる人間のそれとの間に有意な差はないと結論する。

この説は個人の権利を強調する結果として、会社の創出に関し固有権説 (inherent theory)、即ち人は自己の便益、福利、相互利益のために、契約を通じて会社を設立する権利を本来的に有するとも説く。

《集合説は魅力に富んではいたが、今世紀に入ると共に、巨大かつ管理者ないし経営者支配の会社が登場するに伴い、個人中心、契約中心の発想が時代に即応不可能となってきた。そこで出現する新しい考え方は、ある会社の成長発展あるいはその逆の結果、何れを齎らしたにせよ、会社の行為は会社を作り上げている個人とは無関係であるとするものである。旧来の考えに替わり、会社の行為は独立、自律的なものであり、会社の組織と経営管理が作り出したものとする。

《かかる会社像によれば会社は実在のものであり、構成員の単なる集合ではなくなる。会社は有機体 (organisms) に例えられたり、集団の意思や会社人格が唱えられたりもするようになる。個人を離れた会社の存在性を確かめようとする議論は多様な切り口でなされた。例えば、組織された集団の中で人々が干渉しあうとき個人と個人の行動が変容するとの知見、会社が実体として存在することが感覚として感じられるという主張、日常用語の中でも会社の実体が現存するものとして使われ、自然人に使うと同じような感覚で会社を語る、といった、語法強調のものまである。

いずれにせよ、これら会社実在説は、会社は現実の、生来的に起こって

きた存在であり、それを構成する人間が持たないところの諸属性を有するものである、という点で共通している。

《实在説と、上述の集合説とは少なくとも次の点では一致している。即ち、会社は生来的に起こってくる存在 (naturally occurring entities) であって、法はその存在を認知するものであるが、法が創出する人工的な存在ではない、というところである。

《会社实在説もデューイ等のプラグマティズム影響下の法理論が出ると共に後退していくが、プラグマティストによれば対立する諸々の法原則の評価は、何か特定の法人理論との整合性ではなく、どの原則がどのような結果を生ずるかによるべしとする。

《この実用主義に対し1980年頃から影響力を強めているのは「契約の要」説 (nexus of contract theory) である。これは前述の集合理論を現代的な装いで復活させたものと位置付けられ、「法と経済」学の立場から唱えられはじめたもので、法人法理論において革命的とも称されることがあるが、およそ次のように主張される。即ち、会社とは、会社参加者の間の、連結された集団または一連の契約、であるとする。この説で言うところの契約は法律的な意味よりもむしろ経済学の視点からのものであり、また、会社の人間的要素も経済理論から引き出している。

この説によれば、会社というものは、契約関係の連結点ないし要 (かなめ) としての機能を果たすところの法的な虚構 (fiction) であるにすぎない、とされる。

《この「契約の要」説に対する反論の一つは、会社が参加者間の契約の要にすぎないとされるにも拘らず契約者が欲するように契約の内容を作り上げる自由が契約者にはないのは何故か、という点であるが、これに対し「要」説は会社法を作り替えて契約違反に関する一連の法規範 (a set of default rules) とし、契約当事者の任意約定で規範を変更出来るようなものとするべきであると説く。この説はまた、会社が道徳的主体でもなければ社会的責任を有するとすべきでもない、とし、道徳的義務や責任を持てるのは人

間のみである、と説く。

《以上に見るごとく、会社という法人とこれを構成する個人との対比のなかで、会社の倫理面での属性をどのように捉えればよいのか、諸説混在の中で、会社という強大なものの振舞いを制御する方途を考察せねばならない。

《会社を制御する方策として米国の現代法は刑事法に依拠することが多いのであるが、初期にあっては会社に刑事責任を認める考え方は拒否されてきた。元来の刑事法の中心は個人の犯罪者であり、組織そのものの刑事責任を認めうるかは大問題であった。

《法人に「心」がなく、従って犯罪を犯す意思の宿りどころもないとすると、通常犯罪の成立に必要とされる故意 (mens rea) を法人という法的虚構が持ち得るのか、という疑問である。更には、肉体を持たないものに主要な刑罰であるところの拘禁刑を課すことが出来るかという問題である。会社が小規模で、かつその数も少ない時期にはこれも深刻な問題とならずに済んだ。というのは、犯罪があったとき、組織の内部に立ち入った捜査を行い真に責任を負うべき個人、つまり犯人を特定し、犯人個人に制裁を課すことが困難ではなかった。

《しかしその後会社が数、規模、影響力において急速な伸長を見せるに及んで、個人責任だけに依存しようとするものの実効性が薄れてくる。法は概念論にこだわり過ぎずに、現実適応に向けて進化を迫られることがある。かような過程のなかで最初になされたのは、公共の福祉関連の犯罪について会社に刑事責任を課することであり、この場合、被告に mens rea があったことの立証は不要とされた。

《次に、悪意、意図、意欲などの立証を必要とする犯罪については、会社に代わって行為する者 (corporate agent) の故意を会社主体それ自身に帰属 (impute) せしめる仕組みが判例により産み出された。これは不法行為法上の使用者責任理論 (respondeat superior)、すなわち使用人の不法

行為につき使用者の民事責任を認める理論を刑事事件に応用するものである。

《今日では、ほとんど全ての刑事法違反 (criminal offense) につき会社の罪責を認めうると考えられている。連邦判例では、従業員の行動が明示的な指示あるいは会社方針に反して為されたときであっても、当該従業員の非行意思があれば使用者責任を認めるようであり、幾つかの連邦裁判所によれば、集団的ないしは合成的 mens rea に基づき会社の刑事責任を認定するところまで踏み出してもいるが、そこでは個々の従業員は何れをとっても非行の意思を有していたとの立証が出来なかったものである。

《有責論の起点となるべき個人が特定されなくても会社の刑事責任を認め得る、とするこの傾向に対しては後述のように批判も多いが、ますます高度化する企業社会における秩序保全のためには必要性の高い法運用の知恵といえるだろう。》

*
—————

わが国では暴力団組員の傷害行為につき組長の使用者 (民事) 責任を認定する判例が近時散見されるが、一般の会社よりも反社会性が高い暴力団とその関連会社に対しては民事に留まらず使用者刑事責任の法理を積極的に適用すべき時期に達していると言えよう。

会社の非行や犯罪が起こったとき、犯行や動機が個人的なものに過ぎなかったのか、或いは「会社ぐるみ」であるのかは重要な関心事となる。たとえば「公器」性の強い大会社がその信用を背景に、あるいは信用を傷つきかねない不祥事を隠蔽するため、組織的に裏社会と結びつくといった反社会性の高い犯行が会社ぐるみで行なわれたような場合には、実行者個人だけを検挙し処罰しても会社組織自体の犯罪許容的な体質は改善されずに生き残ってしまうのではないか、処罰もその対象を「会社ぐるみ」として行い実効をあげるべきではないか、といった庶民感情も強いと思われる。

M/D論文の初段にあるごとく、苦痛を課し、反省を追求したいにも、肉体や精神を具有しない法人に対し罰金懲求以外に何が可能か、という問に尤もな点はあるが、個人に対する刑罰として死刑や懲役・禁固があるように法人に対しては法人解散や営業停止を、刑罰として制度化することも考える要があろう。この点、商法58条には会社解散制度として次の規定があることに注目すべきである。

「裁判所は左の場合において公益を維持する為会社の存立を許すべからざるものと認むるときは法務大臣又は株主、債権者其の他の利害関係人の請求に依り会社の解散を命ずることを得

- 一 会社の設立が不法の目的を以て為されたる時
- 二 (略)
- 三 会社の業務を執行する—(中略)—取締役が法務大臣より書面に依る警告を受けたるに拘らず法令—(中略)—に定むる会社の権限を踰越し若は濫用する行為又は刑罰法令に違反する行為を継続又は反覆したるとき

第二項 (略)」

上記第一号の規定に該当する可能性が高いと思われる、いわゆる豊田商法事件(金の現物まがい商法。昭和58年頃)の一環として、被害者(原告)が豊田商法を放置した国の責任を問い国に損害賠償を求める訴訟を提起した(国の責任とは、公正取引委員会の規制権限不行使の違法と通産省の不作為の違法)ことがある。³⁾本稿に直接関連はしないが、会社の存在及びその規制を法がどのように捉えるかという問題の一事例として触れておきたい。独禁法及び景表法を適用して豊田商事(株)の違法な商法を取り締まるべきであったとの原告主張に対し、被告国は当該法律上、取締役対象となるべき「事業者」に豊田商事は該当しない、として争った。この点につき平成4年の東京地裁判決は被告主張を容れて事業者の定義として次のように判

3) 別冊ジュリスト「独禁法審決・判例百選」第5版pp. 8～9

旨した。「専ら詐欺取引を行うなど公正かつ自由な競争の促進を図る余地のない取引活動を行う者は独禁法及び景表法の適用対象である事業者には当たらない。」(この発想は国の行政責任にも限界があることの論拠として出されたものであろうが、見方を変えれば法が認め得ない事業主体がありうるという視点で、上記商法58条1項1号の趣旨にも通じるところがあり、更に会社法上、形式は適法に成立した会社でも、その実態如何では会社「性」の否定を可能とする考え方に発展しうるものと解される。なお、東京地裁は詐欺以外の取引部分もあったとして、豊田商事が事業者であったことは認めた)。他方、同趣旨の訴訟で平成5年の大阪地裁判決は、「事業者」の概念につき東京地裁とは異なり、「公正かつ自由な競争の主体たりえない者であっても、その者の経済活動が競争秩序に影響を及ぼすものである限り、その者は独禁法及び景表法上の『事業者』に当たるといわなければならない」とした。両地裁とも結論においては行政に責任はないとするものであった。

ひるがえって、商法第58条については、法務大臣による請求のほかに株主その他の利害関係人からの請求が可能であることを指摘しておきたい。

* —————

M/D論文に戻る。 《法人の有責性、法人処罰とその影響》

《被雇者の非行につき雇用者の使用者責任を刑事的にも肯定する動向に対する批判の中核は、刑法と不法行為法を区別する道徳的有責性 (moral culpability) の問題が等閑視されていること、会社従業員に非行があったことの証明は雇用主の非行とは必然的關係が無いこと、刑事制裁の対象は個人に限られるべきこと、あるいは、使用者責任は会社については民事問題に限るべきこと、等である。

《これら本質的批判とは別の視点で時代適応を図ろうとする説もあり、その要点は、刑法に本来的に伴う個人前提を離れて、組織の有責性

(organizational culpability) を論証することにある。しかし、この作業は、そもそも組織というものが道徳的な主体たりうるのかという、甚だ困難な問題を包含し、現実的ではない。

《法人の mens rea 議論の相克状況は別として、会社自身に道徳的非行が無い場合でも会社を処罰することが究極的に有効な方策であると仮定する場合でも、その有効性を獲得するため引き替えとして差し出す道徳的対価があることに留意すべきであろう。有罪者を処罰するということは、関係の無い者 (innocent) にも必然的になんらかの傷を負わせるものであるが (父が拘禁刑をうければ家族は不名誉に泣き、収入も途絶える)、この点、集団に対する処罰は特に問題であり、無関係者への不利益が正当化されぬかぎり処罰には慎重でなければならない⁴⁾。しかし、会社処罰に対する伝統的な取り組みによると犯罪者抑止の名において無関係者を罰することとなる傾向は強い。

《会社処罰に関してはまた、次のような指摘もある。即ち、法的な制裁や動機づけが適正な会社行動を産み出すことが事実としても、会社内部の

4) 元検察官の堀田 力氏は対談の中で「日本の会社と江戸時代の藩はよく重ね合わせて言われますが、江戸時代はお家断絶のような処置がありました。企業自体の罰則をもっと厳しくする可能性はないのですか。」との質問に答えて次のように言われる。「たとえば独占禁止法などは大変な両罰規定で、今回の改正で1億円の罰金が課され、あれでも足りないのかもしれませんが、従来の法体系からすれば目を見張るような法定刑をつけました。お家断絶というのは幕府にとって楽だったからで、問題は市民にとっての利益です。たとえば、汚職の場合、賄賂というのは経済効率的な投資ですが、自由競争をゆがめることについて断然処罰は要るのです。しかし、そういうことをする会社は要らないかということになると、そういう会社はナンバーツーとかナンバースリーで、けっこう頑張ってナンバーワンになりたいという頑張り屋の会社なんですよ。まともな面ではなかなかよくやっていて、社会的機能を果たしている会社が多いんです。ですから、こういう会社に対する処罰となると、断絶はもちろんよくない。お灸をすえるけれども、活力はそがずに健全な方向でその会社が頑張れる形で残すことが望ましい。経済犯罪は厳しくすると倒れてしまうというときがあるんです。もちろん法律違反をやったらやらなければなりませんけれども、いちばんの悩みはそこですね。従業員のことを考えますとぶっ倒したくない。なんとか倒れないように頑張ってもらえるようにしながら、お灸をすえる。なるべく死刑にはしない、そういう精神が要ると思います。」；「会社活動の監視」(岩波書店1994) p.245

事柄を問題として論じ、かつ、従業員と会社との諸関係から有用なものを引き出しうるためには、まず会社存在の本質論 (ontological nature of the corporation) についての十分な説明がなければならない、というもの。

《法はこれまで会社行動の制御につき特段に効果的であったとは言えない。その主たる原因は、会社という怪物の在り様についての理解が欠けていたことである。

最近に至るまで法的に会社を制御するための戦略は、新古典経済学がモデルとする会社を前提としてきた。会社の行動は単一で、合理的に行われ、極大利益をめざす事業家の行動を鏡のように忠実に再現するものと見做されてきた。会社の悪行はその原因の殆んどが利益の追求にあるものとされてきた。業績成果指向の強い管理者達は、会社内部で協調を果たさねばならないプレッシャーの下にあり、業務の環境としては意思決定が非人格的かつ底辺主導であり、ホワイトカラー犯罪の重大性が矮小化して扱われる、というようなものであることから、株主、上司、競争者からのプレッシャーに反応して、会社の利益目標達成のために何でもすることとなる、と。

《もし、この合理的行為者モデルが、会社のする誤った行動の殆んどを説明出来るものとすれば、会社の処罰は金銭罰によるという、法の伝統的な手法は失当ではないといえる。罰金の額が相当なもので、利益目標に対し脅威とあらば、利益極大化に合理的行動をするものとしては当該の違法行為を避けるべく行動するはずである。しかし、かような利益に対する脅威を効果的に会社に及ぼすことはかなり問題の多いことである。特に問題なのは罰金が当人に与える影響の度合いに疑問があり、かつ、無関係者に罰金が及ぼす無視出来ない影響があることである。

《個々の管理者個人が非行に有責で、それに対し組織に罰金が課されたとすると、当該個人が受ける衝撃はさほどには強くないかもしれない。会社は罰金のコストを製品価格に織り込んで需要家に転嫁することが出来るかもしれない。市場競争の中で価格への転嫁ができないときには、株主がかかる罰金の負荷を負わされることになる。しかし、大規模公開会社の株

主にとっては罰金の原因となった非行とはおよそ接点がなく、またそれを予防できる手段があったわけではない。勿論、違法の行為により株主の得た利得を取り戻すだけのことであるから、罰金は不当ではない、とも言えようが、株主の多くは当該非行の後で株を購入し非行による利得の配分には与らず、違法行為が会社にもたらした偶発責任があることを知らずに割高な値段での株式購入代金を払ってしまったのかもしれない。

《会社処罰に起因する、株主が蒙るかような不利益は、株式購入時の諸リスクの一つにすぎないという理屈はありえよう。しかしこの理屈を、会社が罰金を支払うという事態の結果として、株主以外の無関係者 (innocents) が受ける損失にまで通すのはいささか無理なのではあるまいか。罰金を支払った会社の従業員、仕入先、借入先、地域社会等は全て会社が罰金を負担したことの痛みを何らか感じる事となるであろう。

《確かに、かような無関係者も会社が非行とされた行為によって得た収穫から何らかの利益を得ていたかもしれない。しかし、それらの者を宝くじの購入者に例えること、すなわち、当たる可能性と引き替えに購入くじが無価値になるリスクを引き受けるものなのだ、とすることは困難であろう。宝くじの例は、むしろ株式購入者のほうにより類似している。そこでは無数の投資選択メニューの中から、ある特定の株を投資家が自由に決定するからである。しかし、株式投資家であっても宝くじの例を当てはめにくい場合がある。それは年金基金の場合であり、基金は株式投資に回るが、基金の運用者 (fund managers) がどの株を選ぶかについて基金自体に決定の余地は乏しいからである。

《かくして、会社を金銭的に懲罰する考え方は、会社に依存している個々人にも罰を課する結果とならざるをえない。金銭罰の額が大きければそれだけ無関係者の蒙る被害も大であろう。会社に課される罰金の殆どはその額が不十分であり、従って営業原価の一として吸収処理されてしまうとの批判があり、これが正しいとすれば、罰金の抑止力を生ぜしめるためには相当高額な罰金が必要であるということにもなる。罰金を高額にしたと

しても、罰金を受けるに至る確率が大きくないと会社を感じるような場合には、罰金に対応するはずの抑止力の程度も割引されることになってしまう。

《会社の支払い能力を越える金額の罰金は、もはや十分な抑止力を産み出すかどうかの問題ですらなくなるかもしれないが、確かなことは、当該会社が存続することに利害関係が連結している無関係者は甚大な被害を蒙るということである。

《罰金の発想を全面的に取り下げて、代わりに反省や謝罪広告のような negative publicity による懲罰の仕組みを考えるにしても、問題点を全部解決することにはならない。なぜなら、それにより、少数の犯罪者のために会社の全従業員が不名誉を受忍させられる (stigmatize) からである。

《無関係者 (innocent) に対して無差別に会社懲罰の結果が波及するとしても、会社に対する監視抑制力を高める目的のためであれば、犠牲として過大にすぎるとは言えないとの考えもあろう。この考えをとるにしても、会社という生きものの本性に関して言われる合理的行為者モデル (Rational Actor model) なる法的前提が常に正しいかどうかは再考を要する。

《もし、会社が、ある時には利益極大化以外の価値を追求する、あるいは時に非合理的に行動することもあるのであれば、会社というものが金銭的威嚇や処罰に対し十分な反応を示すであろう確度につき疑問が生じてくる。》

《倫理的にみた会社像／道徳的主体としての会社像批判》

《John Ladd の公的組織における合理性の研究によれば、フォーマル組織 (組織内個人の行動につき公私の区分があるもの) においては、公的な組織決定は非人格的 (impersonal) であり、意思決定者個人ではなく組織に帰属せしめられ、意思決定者の個人が離脱しても組織の同一性、継続性

は理論的には影響されないものであって、かかる組織はいわば不滅 (immortal) なものとする。組織の実体を究明することよりも、組織上の意思決定理論による分析手法を重視する。独立、客観的存在としての意思決定者を想定、彼は組織目標に従い、組織の利益のためにのみ行動するとする。例えば現存する法令への配慮といったものは意思決定者の判断には組み込まれるが、それは組織環境の一つとして、かつ、組織操業の効率に影響するかぎりにおいてである。かような前提から導かれるのは、組織が「機械のようなもの」であり、従って機械自体も、それに組み合わされる人間も「道徳の諸原則に従う」ことを期待することは出来ない、ということである。組織統御策の選択肢として道徳の強調を取り得ないとすると、強制力しかないが、責任を持ち得ないところには権利もないのだから、強制力を組織に対し自由に行使できるということになる。

《Michael Keeley は Ladd 等のいう「特定の目標を効果的に達成するための非人格的な取り決め」なる会社像を批判する。そのように会社像を単純化してもなおかつ、道徳的主体の理論が成り立ちうるような属性、つまり企図性 (property of intentionality) は認めることになるからだ、と言う。

《Keeley 説は、組織は意図とか目標なるものは全く有しないものであって、組織というものが何らかの意味で人間に類似であることに意味を認めない。たしかに、組織に属する個々人は組織への目標を持ってはいるが、大組織ではこれら目標は多様であり、相互矛盾もありうる。勿論、それによって組織は組織に帰属する結果や現象、例えば利益を生み出すわけであるが、そのことは組織がその効果を意図したということには必ずしもならない、何故なら、それに関与した個々人の意図に遡ることなしには、会社が企図した結果と、それ以外の結果とを区別することは不可能だからであるという。組織というものが何らかそれ自身の集団的な属性 (collective property) を持つことはかなり明らかであるとしつつも、企図性が含まれるか否かは明らかではない、とする。このように道徳的主体性を会社に及ぼすことを好まない立場であるが、会社に道徳評価 (moral

evaluation) を加える必要性は認める。》

*
—————

M/D論文は道徳的主体としての会社像を批判する諸説の集約として、Velasquezの説をもとに以下のように述べる。

《Manuel Velasquez は組織に関する道徳的な評定よりも、組織を構成する人間に焦点を集めることが重要であるとする。即ち、mens rea (犯意) と actus reus (罪の行為) の重合が刑事責任に必要なとの古典的法概念に由来する道徳責任 (moral responsibility) の定義から出発して、個人中心の思考に至ったものである。即ち、道徳的主体が責任ありとされる行為は当該主体に起因するものでなければならず、かつ、当該主体がその道徳的性格を認知していなければならない、とする。この「起因」(origination) 概念は、人間中心的性格のものであるとされるが、このことは、かかる道徳的主体が悪しき行為を形成、発生させる行動を「それら主体自身のからだを用いて」なすことが必要であること、及び、人間の行為者に比し組織においては知的、肉体的なまとまりが相対的に欠けていることを強調することとなる。同説はまた、会社においては古典的法モデルで要求される故意 (intentionality) に類するものが不可能であると見る。

《従って、会社という対象に見いだされる主体の中で、自然人に適合するものとして考えられてきた道徳的責任理論と整合する唯一のものは、会社の人的構成員であるということになる。勿論、組織構成員の全てが同じ責任を負担するものではなく、個々人の責任の度合いは、問題となった行為への関与の程度に応じて変わるものである。もし有責の人間が特定できなければ、個人は誰も道徳的に責任はないことになる。しかし、悪しき行為をなし、処罰されるべき人間が存在しないからといって、会社悪事の犠牲者が全く救済を受けられない状態におくことにはならない。この場合には、組織に補償 (compensatory) 責任を課すことが認められるべし、とし、

この責任賦課の影響が、組織構成員で事態に無関与の者に及ぶとしても然り、とする。その理由としては、かかる責任は刑罰に付帯する不名誉感を伴っていないこと、さらには、効率、公正、支払い能力、偶発要素、リスク配分等の考慮が働くとき、人は、損害につき道徳的責任を負うものはそれを弁償すべしとの原則を、しばしば迂回することもあるから、とされる。

《道徳的主体性を会社に認めることが、単に不適切というばかりではなく、より積極的な意味で危険である、として二つの理由があげられている。その一は、もし会社の道徳的責任が受け入れられるとすると、会社主体のみを非難し罰することで満足してしまう傾向があり、その結果として、会社の振舞いに対する有効な社会的制御策が見失われてしまうこと、第二に、より問題なのは、会社を主体と観念し、それが規模の大きい人格 (personality) として「行為」し「意図」することが出来る、と考えることは、会社 (法人) が人間よりも大きい人であり、その目的や存続が会社構成員のそれよりも重要であるとみなす結果となりやすい、ということであり、このような観点に引きずられて会社の道徳的主体性の観念を受け入れることの結果は最悪で、ともすれば専制主義の現代版に与することになりかねない、ということである。

《Velasquez のこの議論の深層を理解するためには、ヘーゲルの国家理念論 (Idealist Theory of the State) のような社会有機体説 (organicist theories) に対し第二次大戦後になされた批判との関連もみる必要がある。この批判にみられる危惧感、組織を、何等か「人を越えるもの」(super person) として取り扱う傾向が、組織の構成員である生身の人間の諸権利に対する否定的な意味合いを持つとの懸念ばかりでなく、犯罪というものが個人的なものであり、また、個人的なものでなくてはならないと思想家達が執拗に唱えてきた最も根源的な理由の一をも想起させる。

《仮に罪責が集团的なものであるとすると、集団が行なったあるいは行なったとされる悪行について、個人の性情や行動とは無関係に個人が処罰されうることにもなる。

このような考え方に潜む危険性は、ホロコーストあるいは最近のルワンダ、ボスニアの惨劇からも容易ならざるものとして想起されるところであり、そのような結果への加担を回避する意欲があることは、法人の道徳的主体性を何らかの形で支持する見解を検討する際に明らかにしておくことが必要となろう。

《会社が何らかの道徳的主体であると言うことは、会社の諸権利が個人の人よりも上位にあるという言い方を必然的に導きだすものであろうか？ 論理的にそうではないことは明らかである。他方、一般的な命題としては、集団の利害を個人の人よりも先に置く性向はあるかもしれない。しかし、この種性向が何であれ、会社の道徳的責任に関する理論の何れとも無関係に存在するものであろうと思われる。かかる性向は、多数人間の利害を体現 (embodying) する集団というものは、集団の個人構成員の利害を超越する利害を有しているとの直感に発するものであろう。今日いうところの会社が存在するはるか以前から、公的、私的、世俗的、宗教的、何れを問わず、大集団の指導者達は集団の利害を個人の人よりも上位に置いて強調するものであることが示されている。

生物社会学者によると、そのような選択を行なった組織だけが生き残ったこと、そして集団の利益のために個体が個の利益を犠牲にする慣わしが基本的な原動力となって人類という種の生存が成ったということのようである。

《集団の道徳的主体性を認めることが専制主義、全体主義につながりかねない、という問題意識に関して Velasquez は人間のみが道徳的主体たり得るとの認識から出発するようである。しかしこれはあくまで前提であって証明ではない。また、組織というものが道徳的に有責たりうるとしても、なぜ組織の罪責が人間の罪責と同様の方法で表出さるべきであるのかは明確ではない。

《法人の道徳的主体性に関する議論がややもすると混乱する理由として次のことが指摘される。ここでの基本的な問題意識はコモンロー上のそれ

ではないことである。コモンローにあっては、行為する人間（道徳的主体たりうると前提されている）にとって刑事制裁を科されるに相当する程度の道徳的罪責が表出されていると結論するに足る事情を同定することが課題であった。しかし問題となっているのは、法人が道徳的評価の対象として適切或いは可能であるような主体（entity）であるかどうか、ということである。道徳的評価の適切な対象であることは、道徳的責任の必要条件ではあるが十分条件ではない。従って、いかなる種類の主体が道徳的評価の適切な対象であるか、また、会社というものがかかる主体であると言えるものであるか、を問うべきであろう。馬（道徳的評価の適切な対象）より前に荷車（罪責）を置いたことについてVelasquezを批判するのは当たらないが、彼は刑法を単純化し過ぎ、伝統的な「行為」要件に拘泥するきらいがある。行為の遂行（commission）を要件とする主たる理由は、刑法というものを、犯罪的企図を抱いたとしてもその思考が行為を支配はしないような者にまで及ぶ程には広く定義すべきではない、との観点である。しかし法人の機関において何等の「行為」（または不作為）も無いときに法人に責任ありとする考え方はない。法人を考えると時の問題はそのような行為をすべて組織に帰着せしめうるのか、ということである。

《確かに、会社が「行為」するとき、保持していない肉体を使って行なうことは出来ないのではあるが、同時に注目すべきことは、人が行為者であるときでも、要求される「行為」なるものは信じがたいほど微小、即ち行為に必要なのは、話し言葉を構成するための舌の動き以上のものではないということである。また、Velasquezの言う意思性（intentionality）には過失（negligence）、厳格責任的不法行為（strict liability offenses）、使用者責任的不法行為（vicarious liability offenses）に対する刑事責任の問題が考慮されていない。この種の刑事責任はすべて伝統的な（法人責任の）モデルには適合しないものであるが、これらを会社とその従業員に対し適用することは普通のこととなっているのである。》

《会社統治の方策に関する Velasquez の考え方について》

《悪行を行なった個人が居り、それを特定できる場合にかかる個人に着目することは至当であり、実在組織の実体を深く追求することによってその効果を高めることにもなろう。しかし、組織を取り扱う立場からすると、悪行を行なった個人は様々な理由から特定し難いものである。かかる理由及び効率性の観点から、検察官は組織の構成員ではなく組織そのものを追求することがあるのであり、会社の刑事責任が追求可能であるとの理由からではない。一方、組織責任の追求が可能とされてから何十年も経ったが、会社役員の個人責任追求の必要性が減少してきたという事実もない。行為者としての個人を責任あるものとして捉えるということは欲望として人間心理に極めて深く根ざすものと思われ、専ら会社責任を捉えようとする観点に対し容易に主座を譲れる性質のものではないように思われる。

《道徳的責任と民事的責任とを連結する考え方は、様々な理由で維持されなくなったと言える。雇用主にとっては使用者責任制 (respondeat superior) の出現がこの方向への大きな第一歩であった。また、民事罰というものが、理論的には、刑事有罪を認めることに伴う不名誉感 (stigma) を齎らすものではないと見ることもできるだろう。しかしながら、我々が何かをしたと言うことと、我々がそれを為すべきであったと言うことは同じではないのであり、不名誉制裁 (stigmatization) を問題にする際に、大々的に報道された損害賠償判決と刑事罰としての罰金とを一般大衆が正確に区別していると確信できるものか、という問題もあろう。同様に、高額の支払い判決が会社に対し下された結果として、投資の大部分が損失となった株主あるいは職を失った従業員の立場からは、もしその判決が罰金という名目ではなかったとしたら、それ故に一層の安堵を感じるものであろうか、という疑問もある。

《Velasquez が最も関心を抱いていたことは、組織社会の中において個々

人のために道徳が在り得る場所を確保することであったが、この考え方をとる立場からは、組織というものが何らかの意味で道徳主体たりうることを否定することが、その目的を達成するのに最も確実な方法であるのかを問い直してみる必要があるかもしれない。

法人の道徳主体性を思想的に否定する立場は、法的には「契約の要」理論と一致することとなるのであるが、同理論が政策的に目指すところは法人（会社）を国家の支配から解放することであることからすれば、同理論は、法人の道徳主体性否定の立場からすると殆んど共有し難いと思われるものであるのは皮肉なことではある。

もし、会社というものが何らかの意味での道徳主体であると認めた場合、会社はその生存を追求していくに際し（このことは、就中、会社の従業員関係に影響するが）、道徳的に自己抑制すべき場面に遭遇しないと言いうるものであろうか。このことは個々人が個人或いは集団の生存を追求するにあたり同様な自己抑制場面に遭遇し得るのと同じことである。

《実際、社会や組織についての有機体説ですら、組織というものが単なる手段であり、それを用いて個々人から成る集団が自己の利益を追求するものであるとする見解よりも、会社の社会的義務という観点を、より引き出しやすいのかもしれない。

《責任論の点で Velasquez が注目しようとする会社従業員としての個人についてはどうか。現代の会社の実態について我々が感じることから、従業員というものはロボットであって、組織に対する過剰な忠誠心があり、そのため彼らが働く組織により「飲み込まれ」る危機に瀕している、と言えるのだろうか。Robert Jackall のベストセラーとなった「Moral Mazes」を読むと、今日の組織において利己主義が忠誠心を「飲み込ん」でいるのかにつき疑問を抱かざるをえない。

《確かに会社は、その考え方の正当性が何であるかはともかく、従業員に忠誠心を注入すべく常に努めてきた。しかしながら会社がそれに成功したかという点、良くも悪くもそれは部分的でしかない。このように考えて

くると、Velasquez が個人に焦点を絞りこむべく努めたにもかかわらず、会社の捉え方においては Ladd の描いた機械観を大きく出るものではなかった。しかしながら、会社というものの複雑な現象について単純化しすぎる見解を抱く点では、Velasquez 以外の諸説も同様のものが多い。》

*

M/D 論文は、つづいて会社の道德主体肯定論、組織としての会社像、組織見地から導かれる会社の道德属性につき論じるが、以下次稿としたい。